

## (仮称) 尼崎市手話言語条例 (骨子素案)

### 1 (仮称) 尼崎市手話言語条例を制定しようとする背景

言語は、①コミュニケーションの手段、②知識の蓄え・伝達、③文化を創造する上で不可欠なものとして、人類の進歩と発展に重大な貢献を果たしてきました。そのため、あらゆる言語が言語として認知され、それを使い、学び、伝える権利を保障していかなければなりません。

手話は、日本語などの音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って表現する視覚言語です。しかし、①学校での手話の使用禁止、②社会での手話の偏見などで、長年にわたって手話が言語として認められず、手話を言語とする者にとっては苦難の歴史がありました。

また、未だ社会において、手話と接する機会は少なく、①教育現場、②災害時の情報保障などの場面において、手話を使用しやすい環境の整備は十分とはいえ、手話やそれを言語とする者に対する理解も広がっていません。

一方、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は言語として位置付けられ、「障害者差別解消法」においては、すべての国民が障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりの実現を目標としており、手話への関心と理解を深めるため、積極的に取組を進めていかなければなりません。

このため、手話やろう者への理解、手話の普及に関して市民、事業者及び市の取組を円滑かつ継続的に進めていくために、①各主体の責務を明らかにする、②市の取組の根拠や姿勢をより一層明確にするため“条例の制定”が必要であると考えます。

すべての市民の意思疎通と情報取得を保障し、地域で支え合い、それぞれの言語を使って安心して暮らすことができるよう、お互いを尊重し、わかりあい、共に生きる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

## 2 (仮称) 尼崎市手話言語条例(骨子素案)の概要

### (1) 定義

次の通りとします。

ア 市民

市内に住所を有する者、市内に所在する学校・事業所等に通学・通勤する者

イ 事業者

本市の区域内で事業を営む個人や法人その他団体

ウ ろう者

聴覚に障害があり、手話を言語として日常生活や社会生活を営む者

エ 手話通訳者

手話通訳を行う者

オ 市職員

市長その他市の執行機関に属する職員

### (2) 基本理念

市民、事業者、市長など本市に関わる全ての主体の基本となる理念を定めたものです。「理念」とは、物事に対して、こうあるべきだという根本の考えをいいます。すべての主体それぞれがこの基本理念を共有してまちづくりを推進することを定めます。

ろう者の言語権(※1)を認めた上で、手話やろう者への理解、手話の普及を促進することにより、

① ろう者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加の機会を拡大すること

② すべての主体が相互に人格及び個性を尊重し合いながら、心豊かに共生すること

ができる地域社会の実現を目指します。

### (3) 市、市民及び事業者の責務

次の通りとします。

ア 市の責務

手話・ろう者の理解の促進や手話の普及のための必要な施策の推進

イ 市民の責務

- ① 手話に対する理解
- ② 市が実施する手話の普及等に関する施策への協力

ウ 事業者の責務

- ① ろう者が利用しやすいサービスの提供
- ② ろう者が働きやすい環境の整備
- ③ 市が実施する手話の普及等に関する施策への協力

#### (4) 施策の策定及び推進

次の通りとします。

ア 手話やろう者を理解する機会の確保

- ① ろう者や手話通訳者、市民等と協力して、市民や子ども等を対象とする手話やろう者に対する理解を深めるための機会の確保
- ② 市職員が手話やろう者に対する理解の促進を目的とする研修の実施

イ 手話を用いた情報発信等

手話を用いた市政に関する情報の発信

ウ 施策の策定と推進

次の施策を「尼崎市障害者計画」(※2)に定めることによる総合的かつ計画的な推進の実施

- ① 手話やろう者に対する理解、手話の普及を図るための施策
- ② 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- ③ 手話通訳者の確保や養成のための施策
- ④ その他、市長が必要と認める事項

エ 関係者の意見聴取

ウで定めた施策の推進の評価に当たってのろう者や手話通訳者、学識経験者、市民等に対する意見聴取

※1： 自言語の使用を主張する権利を「言語権」といいます。

※2： 本市では、障害者基本法第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画である尼崎市障害者計画において障害者施策を一元的に定め、進捗管理を一体的に確認する運用手法をとっており、評価・管理シートでPDCAサイクルを活用した評価等を毎年行っています。なお、手話やろう者の理解の促進、手話の普及に関する施策について、2(4)エのとおり、関係者からご意見をお聞きする場を設けます。

以 上